

# 令和 5 年度

## 保育施設等利用案内

### 【保育の利用について】

保護者が就労や病気、親族の介護などの「保育を必要とする事由」に該当する場合に、保護者に代わって児童を保育施設等で保育します。

※「集団生活を経験させるため」等の理由では、申請をすることができません。  
保育を希望する場合、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

### 1. 教育・保育給付認定について

認定には保育の必要性の有無と年齢に応じて、3つの区分が設けられ、認定を受けた区分により、それぞれのニーズに合った施設や事業を利用することができます。

#### (1) 給付認定の種類

認定区分	対象となる児童	利用できる主な施設・事業
1号認定 ※ (教育標準時間認定)	満3歳以上 教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園 (教育部分)
2号認定 (保育認定)	満3歳以上かつ「保育の必要性の事由」に該当 保育施設等での保育を希望される場合	保育園 認定こども園 (保育部分)
3号認定 (保育認定)	満3歳未満かつ「保育の必要性の事由」に該当 保育施設等での保育を希望される場合	保育園 地域型保育事業 認定こども園 (保育部分)

※1号認定を希望する場合は、利用希望施設へ申請してください。

## 2. 保育を必要とする事由

(保育の必要性の認定を受ける場合、下記のいずれかの事由に該当することが必要です)

保育を必要とする事由	保育の必要量及び条件
① 就労	<p>&lt; 保育標準時間 : 1日最長11時間の中で必要となる保育時間 &gt; ひと月に120時間以上就労していること</p> <p>&lt; 保育短時間 : 1日最長8時間の中で必要となる保育時間 &gt; ひと月に60時間以上就労していること</p>
② 妊娠中であるか、出産後間がない	<p>保育認定期間は、出産予定月とその前後2か月をあわせた5か月間</p> <p>&lt; 保育標準時間 &gt; を基本とする</p>
③ 疾病・負傷・精神若しくは身体に障がい	<p>保護者の状況を提出された書類から確認し、保育の必要量の認定を行う</p>
④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護	<p>保護者の状況を提出された書類から確認し、保育の必要量の認定を行う</p>
⑤ 震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっている	<p>&lt; 保育標準時間 &gt; を基本とする</p>
⑥ 求職活動を行っている(起業準備を含む)	<p>保育認定期間は3か月間</p> <p>&lt; 保育短時間 &gt; とする</p>
⑦ 就学中である(職業訓練校等における職業訓練を含む)	<p>保護者の状況を提出された書類から確認し、保育の必要量の認定を行う</p>
⑧ 虐待やDVのおそれがあること	<p>&lt; 保育標準時間 &gt; を基本とする</p>
⑨ 育休取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること※在園児のみ認定対象	<p>生まれた子が1歳になるまでに職場復帰予定である</p> <p>&lt; 保育短時間 &gt; とする</p>
⑩ 前各号のほか、これらに類するものとして市長が認める状態にある場合	<p>保護者の状況を提出された書類から確認し、保育の必要量の認定を行う</p>

### ◇保育の必要量について◇

就労の事由で保育を利用する場合、次のいずれかの利用時間となります。

- ① 「保育標準時間」・・・両親ともにフルタイム就労等を想定した利用時間
- ② 「保育短時間」・・・両親またはいずれかがパートタイム就労などで短時間就労等を想定した利用時間

### 3. 利用調整について

利用する施設については、保護者の希望する施設を基に「第一希望施設」への入所可否を重視しながら「市」が利用調整を行います。

なお、保護者が希望する施設の受入可能人数を超えて希望者がいた場合には、「保育の必要性の事由」「保護者の就労状況」「親族等協力者の有無」「育休復帰後の希望」「兄弟が在園している」「ひとり親世帯等」など家庭状況等を考慮したうえで審査を行い、必要性（利用指数）の高い順に調整を行います。「先着順」ではありません。

**※育休取得時の継続利用中は、利用施設の変更（転園）はできません。**

### 4. 申請方法

申請書類等は第一希望の保育施設または日光市役所保育課に持参してください。

新型コロナウイルス感染予防のため、特例的に郵送での申請を受付けます。締切日までにすべての必要書類が到着しない場合は、申請無効となりますのでご了承ください。また、未着事故について一切の責任を負いかねますので簡易書留での申請をお勧めします。

また、国のマイナポータルを活用した「ぴったりサービス」による電子申請も可能です。

詳しくはパソコンやスマホから「ぴったりサービス」と検索し、ご確認ください。

注意事項：ぴったりサービスによる電子申請は、申請者自身が事前にマイナンバーカードを取得する必要があります。さらに、ICカードの読取り書込装置（リーダーライター）の準備が必要です。また、電子申請をされた方におかれましても窓口での申請と同様、日光市役所保育課へ申請書類等の提出や面談を期間中に行う必要があります。

**※申請前に、希望する保育施設の見学が必要です。（事前に保育施設へ要連絡）**  
可能な限り、利用入所希望の児童と一緒に見学してください。

## 5. 申請期間

申請者の状況	利用希望月 利用は月の初日から	申請期間	結果通知
育(産)休復帰予定・就労予定など求職活動以外の保育の必要性の事由がある方 (生まれる前の児童の申請可)	令和5年4月～ 令和6年3月	【一次募集】 令和4年9月1日～ 令和4年10月31日	【一次募集】 令和5年1月中旬
		【二次募集】 一次募集期間後～ 令和5年1月31日	【二次募集】 令和5年2月下旬～ 令和5年3月上旬
二次募集期間後 (R5.2.1以降) 育(産)休復帰予定・就労予定など求職活動以外の保育の必要性の事由がある方 (生まれる前の児童の申請可)	令和5年5月～ 令和6年3月	【随時募集】 毎月15日締切(土日祝日の場合は前開所日) ※希望月が明確な場合は、直近の審査後、結果を通知します。	【随時募集】 審査月下旬
求職活動	令和5年4月	【二次募集】 一次募集期間後～ 令和5年1月31日	【二次募集】 令和5年2月下旬～ 令和5年3月上旬
	令和5年5月～ 令和6年3月	【随時募集】 希望月前月15日締切 (土日祝日の場合は前開所日)	【随時募集】 希望月前月下旬

※令和5年3月締切の審査はありません。

## 6. 保育の必要性の認定及び保育の利用希望申込みに必要な書類

(各保育施設・日光市役所保育課にて配布しています。)

- ①教育・保育給付認定申請書 ②保育所等利用希望申込書
- ③家庭状況調査表 ④「保育を必要とする事由」を確認する書類
- ⑤重要事項確認書兼同意書
- ⑥児童及び申請者のマイナンバー(個人番号)と身元が確認できる書類  
(ア) または (イ) を提示してください

(ア) マイナンバーカード

(イ)・マイナンバーが記載された通知カード(記載内容に変更がないもの)または住民票の写し

・運転免許証やパスポートなど写真付き身分証明書

※保育施設に申請書類等を持参する場合、申請者の写真付き身分証明書の写しを添付してください。

※写真付き身分証明書がない場合は、健康保険証や年金手帳など2点の身分証明書の写しが必要です。

## 「保育を必要とする事由」を確認する書類について

### 児童と同居している父母及び60歳未満の祖父母の分を提出

保護者等の状況	提出する書類
① 会社などに勤めている場合 (パート・アルバイト含む)、 自営業の場合	○就労証明書(証明から3か月以内) ※育(産)休取得中または職場復帰が見込まれている場合は、就労証明のNo.12とNo.14またはNo.13とNo.14欄も記入 ※有給休暇含む3か月の就労日数及び就労時間を記入
② 母親の出産	○申立書 ○母子健康手帳の写し(分娩予定日を記入するページ)
③ 保護者が病気または障がいをもっている場合	○申立書 ○保護者の診断書、身体障害者手帳・療育手帳・介護保険証など
④ 保護者が病人や障がい者等の介護をしている場合	○申立書 ○介護を受けている方の診断書、身体障害者手帳・療育手帳・介護保険証など ○介護の状況等がわかる書類
⑤ 求職中の場合	○求職中の保育施設等利用誓約書 (就労決定後直ちに就労証明書を提出)
⑥ 大学・専門学校等に就学中の場合	○申立書 ○在学・在籍証明書、学生証の写しなど ○時間割等スケジュールが分かるもの

- ・就労先が決まっている場合でも、申請時に就労証明書を提出することができないときは、「就労」理由にはなりません。「求職活動」理由で申請してください。
  - ・申請期間内にすべての書類が揃わない(不足書類がある)場合は、申請受付ができません。
  - ・生まれる前の児童の申請をする場合は、母子健康手帳の写し(分娩予定日を記入するページ)の提出をお願いします。
- なお、内定後でも出生後の児童の発育状況等により入園を保留することがあります。
- ・離婚協議中の場合は、別居中であっても父母ともに「保育を必要とする事由」を確認する書類の提出が必要です。保育料の算定・副食費免除判定についても、父母の税額を合算して計算します。
  - ・離婚調停中で別居の場合は、児童と別居の父母の「保育を必要とする事由」を確認する書類の提出は必要ありませんが、「事件係属証明書」または「調停中であることがわかる裁判所からの通知」の提出が必要です。保育料の算定・副食費免除判定は児童と同居の父母のみの税額で計算しますが、離婚が確定していないため、一般世帯となります。
  - ・離婚届を提出した場合、ひとり親世帯への変更が必要になります。

## 7. 保育料について

- (1) 保育料は、保護者の市区町村民税額によって決まります。  
 0～2歳クラスの児童が対象です。  
 なお、次のような場合は同居する祖父母等の税額を加算することがあります。  
 ○保護者に十分な収入が無く、他の家族の収入で生計が成り立っていると認められる場合  
 ○保護者以外の方が、児童を所得税・住民税の扶養控除の対象にしている場合  
 ○その他、保護者以外の方が家計を主宰していると認められる場合  
 ※祖父母の税額に関する書類の提出をお願いすることがあります。
- (2) 保育料は月額です。日割り計算はいたしませんのでご了承ください。
- (3) 令和4年1月1日現在、日光市以外に住民登録をしていた方は、保育料を算定するため下記の書類が必要となります。

保護者の就労形態等	提出する書類
① 市区町村民税が給与から引かれている方	「令和4年度 市区町村民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書」の写し
② 市区町村民税の納税通知書が届いている方	「令和4年度 市区町村民税・県民税 納税通知書」の写し（市町村民税が確認できる部分等）
③ その他の方（①・②の書類が用意できない方）	「令和4年度 市区町村民税・県民税課税（非課税）証明書」※令和4年1月1日時点の住民登録市区町村に請求してください。

### ◇保育料の算定及び副食費免除判定の対象税額について◇

令和5年4月～8月分	令和4年度市区町村民税額で計算
令和5年9月～令和6年3月分	令和5年度市区町村民税額で計算

- (4) 第2子は半額、第3子以降は免除となります。
- (5) 3～5歳クラスの児童は、教育・保育の無償化により保育料の負担はありません。
- (6) 保育施設では様々な保育サービス（延長保育・一時保育・休日保育・病後児保育）を行っております。利用料金等については、各保育施設にご確認ください。

## 8. 副食費について

3～5歳クラスの児童は、副食費（食材料費）を毎月利用施設に納めてください。施設によって金額や徴収方法が異なるため、詳しくは施設へお問合せください。なお、年収が360万円未満相当世帯・第3子以降の副食費は免除となります。副食費免除判定を行うにあたり、保育料と同様に保護者の市区町村民税額を確認します。

## 9. ならし保育について

保育施設等では、児童が無理なく園の生活に慣れるために「ならし保育」の期間があります。はじめから通常保育と同じ時間の預かりでは、生活環境の急激な変化により、児童にとって大きな負担がかかります。そのため、最初は数時間程度の保育から始めて徐々に時間を長くしていきます。ならし保育の時間や期間については児童の状態などによって異なりますので、まずは利用する保育施設等にご相談ください。

《例》 「就労開始・育休復帰日が5月15日→5月から利用となります」

「就労開始・育休復帰日が5月14日→4月から利用することができます」

## 10. 食物アレルギーがある児童への給食の提供について

食物アレルギーがある児童については、各保育施設等で代替食・除去食の対応をしています。保育施設等は年齢が小さい児童の集団の場であり、誤飲誤食を防ぐため、個別の配慮が不可欠です。見学・入園説明会・1日入園の際には、必ずアレルギー（除去の程度や薬の服用、アナフィラキシー症状の有無など）について、事前にご相談ください。（利用申請後に発症した場合は日光市役所保育課へ、内定後に発症した場合は各施設へすみやかにご相談ください。）

※食物アレルギーがある児童については、医師の診断及び指示に基づく対応を行うために、食事の提供の開始前に主治医記入の「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導票」等の提出をお願いしております。なお、内定後であっても安全にお預かりできないと判断したときは、食事の提供が難しい場合や、内定を保留することがあります。

## 11. 利用中の家庭状況変更や転園・退園等について

利用中に下記のように家庭の状況が変わった場合や転園・退園を希望される場合は、利用している保育施設等または日光市役所保育課に届出してください。

また、変更に伴って書類の提出が必要になる場合は速やかに提出してください。

- ① 住所が変わったとき
- ② 世帯に変更があったとき
- ③ 勤務先等の就労状況が変わったとき
- ④ 保育の必要性の理由が変わったとき
- ⑤ 保育の認定区分を変更したいとき
- ⑥ 婚姻・離婚・死亡等により保護者に変更があったとき
- ⑦ 修正・更正・還付申告により、市区町村民税額等が変更になったとき

※認定内容や保育料の変更は変更申請書提出の翌月からとなります。

## 1 2. 広域入所について

「日光市外の保育施設等を利用したい」「市外から日光市内の保育施設等を利用したい」場合、お住まいの市区町村と希望する保育施設等がある市区町村で協議を行い、結果をお知らせします。

### (1) 日光市内にお住まいの方が日光市外の保育施設等を利用したい場合

日光市に申請書を提出し、日光市から希望する保育施設等がある市区町村に協議を行い、日光市から結果をお知らせします。

市区町村によって締切日や必要な書類が異なりますので、必ず希望する保育施設等がある市区町村にご確認いただいてから、日光市役所保育課にご相談ください。なお、下記のいずれかに該当していることが必要となります。

- ・ 保護者の就労先が希望する市区町村にある
- ・ 里帰り出産
- ・ 希望する市区町村が通勤、通学経路である
- ・ 希望する市区町村に転入予定

※市区町村によっては、転入予定の市区町村で直接申込みをする事も可能です。提出方法については事前に希望する保育施設等がある市区町村にご確認ください。

※その他、特別な事情がある場合については、日光市役所保育課にご相談ください。

### (2) 日光市外にお住まいの方が日光市内の保育施設等を希望する場合

お住まいの市区町村に申請書を提出し、お住まいの市区町村から日光市に協議を行い、お住まいの市区町村から結果をお知らせします。なお、日光市に転入予定で既に居住地が決定している方については、日光市役所保育課で申請することが可能ですが、必ず事前に日光市役所保育課へご相談ください。

## 1 3. 内定の取消し・利用解除

内定が決定した場合でも、下記に該当する場合には内定が取消しまたは利用解除になることがありますので、あらかじめご承知おきください。

- ① 事実と異なる申請・申告を行なった場合
- ② 集団保育が困難であると認められるとき
- ③ 疾病その他の事由により、他の児童に悪影響を及ぼすおそれがあるとき
- ④ 入園保育を必要としなくなったとき
- ⑤ その他保育の継続を不相当と認めたとき

- 《例》
- ・ 育休復帰予定だったが、復帰予定の職場を退職した（就労予定の職場が内定取り消しとなった）
  - ・ 復帰予定日を申込み時点より延長し、入園希望月が変更になった
  - ・ 申込児童が日光市外に転出した
  - ・ 保育の必要性の事由に該当しなくなった

お問い合わせ先 日光市役所 保育課 日光市今市本町1番地 TEL 0288 (21) 5186
--